

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和4年7月17日 12時55分ごろ
発生場所	滋賀県彦根市松原町 ^{まつばら} 北西方沖（琵琶湖東部） 松原四等三角点から真方位309° 1,450m付近 （概位 北緯35° 17.1′ 東経136° 14.7′）
事故の概要	水上オートバイ ^{プロフィット} PRO FITは、浮体をえい航して遊走中、また、水上オートバイ ^{ジーティーエックスエル} GTX-L300は、漂流中、浮体とGTX-L300とが接触し、浮体の搭乗者2人が負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ PRO FIT、0.2トン 240-63717愛知、個人所有 B 水上オートバイ GTX-L300、0.2トン 240-70266愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊 B 船長B、一級小型・特殊
負傷者	A 重傷 1人（搭乗者A ₁ ）、軽傷 1人（搭乗者A ₂ ） B なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、4人の搭乗者が、おおむね円形をした浮体の中央部に2人が前後に座り、その左側に搭乗者A ₁ が、右側に搭乗者A ₂ が、それぞれうつ伏せの姿勢で搭乗したトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約17mのえい航索によりえい航し、彦根市所在の水泳場を発進した。 A船は、水泳場の北西方沖で、本件浮体をえい航して遊走中、浮体中央部の搭乗者2人が落水し、そのまま遊走を続けて右転した際、本件浮体の左側とB船の左舷船尾部とが接触した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、もう1隻の水上オートバイ（以下「C船」という。）とA船から少し遅れて水泳場を発進し、水泳場北西方沖で遊走していた。 船長Bは、B船の機関をアイドリング状態として船首を南方に向けて漂流し、右舷船首方で漂流中のC船の船長とこれからどのように遊走するか相談中、船尾方から「シュー」という音が聞こえて船尾方を振り返ったところ、左舷船尾方至近に接近した本件浮体を認めたがど

	<p>うすることもできず、B船の左舷船尾部と本件浮体の左側とが接触した。</p> <p>船長Bは、接触後、搭乗者A₁がB船の船体に、搭乗者A₂がえい航索にそれぞれ当たって負傷し、落水していたので、搭乗者A₂をB船に引き上げ、搭乗者A₁はC船に引き上げられ、C船と共に水泳場に戻り、110番通報して救急車の手配を依頼した。</p> <p>搭乗者A₁及び搭乗者A₂は、来援した救急車で病院に搬送され、搭乗者A₁が左中手骨折等と、搭乗者A₂が咽頭部打撲等とそれぞれ診断された。</p> <p>船長Bは、本事故発生前にB船の船尾方でA船が本件浮体をえい航して遊走していることを知っていたが、船長AはB船とC船が見えていて、本件浮体が漂泊中のB船に近づくことはないと思い、右舷船首方を向いてC船の船長と話していたので、本件浮体が左舷船尾方から接近することに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長A、浮体搭乗者、船長B及びC船の船長は、いずれも小型船舶用救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、本件浮体をえい航してB船の船尾方で遊走中、船長AがB船の近くで右転したことから、右転した際の遠心力で本件浮体がB船の船尾方に振れ、本件浮体の左側とB船の左舷船尾部とが接触し、本件浮体の搭乗者が負傷したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、B船の船尾方でA船が本件浮体をえい航して遊走していることを知っていたが、船長AはB船とC船が見えており、本件浮体が漂泊中のB船に近づくことはないと思い、右舷船首方で漂泊していたC船の方を向いて話していたことから、左舷船尾方から接近する本件浮体に気付かず、本件浮体とB船とが接触して本件浮体の搭乗者が負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が本件浮体をえい航してB船の船尾方で遊走中、B船が漂泊中、船長AがB船の近くで右転し、また、船長Bが右舷船首方のC船の方を向いて話していたため、船尾方から接近する本件浮体に気付かず、本件浮体とB船とが接触し本件浮体の搭乗者が負傷したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮体をえい航する水上オートバイの船長は、他船や障害物から十分な距離（えい航索の2倍以上）を保ち、遠心力や惰性で浮体が振られても他船や障害物に近づかないようにすること。